

みや わか

市議会だより



12月定例会

会議結果及び賛否の分かれた議案	2
常任委員会報告及び議会運営委員会報告	3~6
市長報告	6~8
採択された請願書、意見書	8~9
一般質問	10~14
インターネット中継のお知らせ	14
健康講演会のお礼、平成27年度補正予算	15
委員会視察の状況、ちょっと一言、編集後記	16



審 議 結 果 報 告

12 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
議案第41号	民事調停の申立てについて	全員賛成 可決
議案第42号	宮若市光陵地区住宅団地の分譲に関する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第43号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第44号	宮若市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第45号	宮若市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第46号	宮若市東部総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について	賛成多数 可決
議案第47号	宮若市宮住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第48号	平成27年度宮若市一般会計補正予算(第2号)について	全員賛成 可決
議案第49号	平成27年度宮若市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	全員賛成 可決
議案第50号	平成27年度宮若市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	全員賛成 可決
議案第51号	平成27年度宮若市水道事業会計補正予算(第2号)について	全員賛成 可決
議員提出議案 第5号	宮若市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	全員賛成 可決
議員提出議案 第6号	龍徳区内への障害者就労継続支援A型工場建設の許認可取消しを求める意見書	賛成多数 可決

議案番号	議 案 名	議決内容
27請願 第2号	龍徳区内への食鳥処理加工工場の建設の中止を求める請願書	賛成多数 採択
27請願 第3号	TPP(環太平洋経済連携協定)交渉に関する請願書	賛成多数 継続審査

◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
氏 名	川口 誠	寶部 勝	藤嶋 厚	遠藤 嘉昭	中島 健三	間地 陸人	神谷 喜久雄	安永 友則	茅野 勝	吉野 英史	中尾 ハギ子	萩本 広房	安河 英幸	染矢 正次	吉崎 順一	谷口 重隆	弓削田 敬
議案名等																	
議案第46号	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
27請願第2号	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	○	○	×	○	○
27請願第3号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○
議員提出議案第6号	○	×	○	○	○	×	○	退席	○	×	○	○	○	○	×	○	○



委員長 茅野 勝

宮若市光陵地区住宅団地の分譲
に関する条例の制定について

これは、重点施策である定住人口の増加を促進し、本市の活性化を推進することを目的として、光陵地区住宅団地を安価に分譲するために条例の制定を行なうものです。

主な質疑として、「買い戻しの期間が7年は厳しいという意見が本会議で出されたが、何を想定したのか。」との質問に対し、「宅地を安価で販売するので、転売されることを想定した。その対策として7年間という縛りを入れた。」との回答がありました。

また、「第4条の委託の内容はどんなものか。」との質問に対し、「ハウスメーカーに、土地購入希望者への説明



光陵地区住宅団地完成イメージ図

や協議、事務上の手続きなどの一連をやってもらう。最終的な売買は、市長名で行うこととなるが、それまでの過程は、委託する。」との回答があり、「委託契約書はないのか。」との質問に対し、「条例の議決をもらわないと動けない部分もある。」との回答がありました。

全員賛成で可決

議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例の
制定について

これは、法律等の改正により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例について一部を改正するものです。

主な質疑として、「対象者数はどれくらいいるのか。」との質問に対し、「市議会議員とその他非常勤職員に関することで、非常勤の監査委員や審議会の委員などが対象の条例である。平成27年4月1日現在、審議会などの委員は216人である。行政委員会が45人である。これ以外に議員がいる。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市税賦課徴収条例等の
一部を改正する条例の制定
について

これは、地方税法等の一部を改正す

る法律及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布等に伴い、宮若市税賦課徴収条例等について一部改正するものです。

主な質疑として、「質問検査権はどういったものか。」との質問に対し、「質問検査権は地方税法第15条の2において、地方団体の長は、その調査をするため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その徴税吏員に、申請者に質問させ、又は、その者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる」という規定がある。」との回答がありました。

全員賛成で可決

委員会視察について

平成27年10月27日から29日に行いました総務委員会視察について、報告をします。

今回の視察は、本市の主要課題である定住促進、空き家対策、市のPR、総合窓口などについて、山口県周防大島町、同県周南市、同県萩市にて調査研究を行いました。

周防大島町は、町、議会、商工会、漁協、農協が連携し、定住促進協議会を立ち上げられ、そこで町の定住施策について、一手に担っていました。内容は、東京など大都市で行われる移住フェアへの参加や島の生活を体験できるお試し暮らし制度、移住者への就職支援などでした。その中で、補助金等で移住者の数だけを求めるのではなく、行政は田舎では都会ほどサービスを提供できないが、都会には無い、住んでいる人の良さを売りにして、ずっと住んでくれる人を迎えているとの事でありました。

周南市は、市内の施設に様々な会議や集会、スポーツイベントなどを誘致し、開催してもらうコンベンションシティの取組と、特定健診、特定保健指導の推進の取組やメタボリックシンドローム対策のお腹ぺったん体操について視察しました。コンベンションシティとして会議やイベントの誘致だけでなく、コンベンション会場での土産物の販売など、アフターコンベンションにも力を入れられ、まちの活性化に取組まれていました。

萩市は、定住促進として萩ふるさと

ターン応援団の取組みや市民総合窓口によるワンストップサービス、老朽家屋空き家対策事業の取組みについて視察しました。定住促進施策の中では、行政が結婚相談所を開設されるなど、他の自治体になような取組を行われており、市民総合窓口では、基本的に市民は窓口から移動することなく、全ての手続きが終わる状況でありました。

教育民生委員会

委員長 弓削田 敬

宮若市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

これは、宮若西中学校敷地内に整備している小中一貫教育校を平成28年4月に開校するに当り、若宮小学校及び宮若西中学校の位置を変更するため、宮若市立学校設置条例について一部改正するものです。

主な質疑として、「まだ建物が建っていないのに、住所を先に変えないといけないのか。」との質問に対し、「こ

れから4月の開校に向け、学校の方でいろいろな準備がある。その中には印刷物等で住所を刷り込んだりするものもあるし、関係機関への周知等もあるため12月議会で提案した。」との回答があり、また、住所の枝番に関する質問では、「現在、建物を建てている部分全てが417番地1という番地になっているので、校舎のある位置の枝番を採用している。」との回答がありました。その他、「不測の事態が起こって開校が延期になった場合、設置条例は元に戻すのか。」との質問に対し、「工期が遅れた場合は、学校の位置の変更となるので、学校の開校がどの時期になるのかによって扱いが変わってくる部分があり、条例の改正についてどうするか協議が必要になる。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市東部総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について

これは、宮若市東部総合運動公園多



東部総合運動公園

目的グラウンド等の供用開始に伴い、宮若市東部総合運動公園条例について一部改正を行うものです。

主な質疑として、「多目的グラウンドの利用が許可されないスポーツはあのか。」との質問に対し、「基本的にはバイクや自転車等の車輪があるものの乗り入れは出来ないと考えているが、利用者が望むスポーツの種類によって、柔軟に対応したいと思う。」との回答があり、また、「シャワールームを設置している社会教育施設と、その利用実績について。」との質問に対し、「西鞍の丘のクラブハウスと柔剣道場に設置しており、平成26年度の利

用状況は、西鞍の丘のクラブハウスで2団体の利用があった。」との回答がありました。その他、「クラブハウスの維持管理は、どのように考えているのか。」との質問に対し、「清掃メンテナンスについて、どのような形になるかは分からないが、日常の清掃については、清掃管理をするような手立てをとり、手の届かないような高い所については、業務委託で年に何回かの清掃をしていきたいと考えている。」との回答がありました。

子育てまでの切れ目のなし支援をパッケージで提供し、子育て世代に選ばれらるまちを目指しています。子育てに向けた主要な施策は、職員の工夫により現在ある資源を有効に使い、金は出さずに知恵を出して施策の実現を図っていることに大変な驚きを感じました。

子育て世代へのアピールとして、広報での周知はもちろん、新聞各社や地域情報紙に記事掲載を依頼し、市のホームページや公立関係施設の子育てブログなどの情報を更新して、様々なPR活動にも努めていました。

賛成多数で可決

委員会視察について

平成27年10月21日から23日に行いました教育民生委員会視察について、報告をします。

千歳市は、子育て支援について視察を行いました。千歳市の人口は9万5千人で、この5年間で1,608人増加しており、今後も増加傾向を維持し、将来にわたり安定的な市民生活が送れるよう「子育てするなら、千歳市」をキャッチフレーズに、妊娠・出産から

子育てまでの切れ目のなし支援をパッケージで提供し、子育て世代に選ばれらるまちを目指しています。

子育てに向けた主要な施策は、職員の工夫により現在ある資源を有効に使い、金は出さずに知恵を出して施策の実現を図っていることに大変な驚きを感じました。

子育て世代へのアピールとして、広報での周知はもちろん、新聞各社や地域情報紙に記事掲載を依頼し、市のホームページや公立関係施設の子育てブログなどの情報を更新して、様々なPR活動にも努めていました。

稚内市は、高齢者バス乗車証の交付について、長寿ふれあい交流事業について、再生可能エネルギーに対する取り組みと今後の展望について、バイオエネルギーセンターについての4点について視察を行いました。

高齢者バス乗車証は、70歳以上の高齢者が、1回の乗車ごとに100円の負担で市内のバス定期路線等を利用できるカードであり、高齢者の社会参加を促進することで、健康増進を図ることを目的に、70歳以上の高齢者の57%が申請し交付を受けています。

長寿ふれあい交流事業は、各町内会で実施される敬老会や記念品贈呈に対し、町内会と業務委託契約を交わすことにより助成金を交付して、高齢者と地域住民が敬老会等の行事を通じて交流を深めってもらうと共に、敬老の意義を広く啓発することを目的とする事業であります。

両事業とも、高齢者の引きこもり対策にも効果があると思われ、高齢者が集まれる場所づくりも重要であると感じました。

再生利用エネルギーとバイオエネルギーセンターは、市民一人ひとりが環境に対する意識を一層高めるため、自ら参加・行動し、その決意を内外に明らかにするため環境都市宣言を宣言し、風力発電や太陽光発電などの様々な次世代エネルギーにおける発電を推進したり、生ごみの発酵の過程で発生するメタンガスを回収し、エネルギーとして活用を行う施設の見学をしました。

これらの視察を終えて、人口や地域の特性に違いはありますが、宮若市の子育てや高齢者福祉等にも参考になることが多いと感じましたので、去る10月26日に教育民生委員会を開催し、今

回の視察で持ち帰った情報及び資料について所管課への報告を行いました。参考となる取組みについて内部で協議してもらおうよう強く要望しています。



委員長 谷口 重隆

民事調停の申立てについて

これは、支払いの意思がない滞納者に対し、民事調停を申立てるものです。

主な質疑として、「今回の議案で、民事調停の当事者となっている方はこの1年間重複している方はいるのか。」との質問に対し、「今年1年間はないが、過去に当事者になっている方は2名いる。」との回答があり、「そのようなならないよう引き続き、納付指導を行うように。」との意見もありました。

全員賛成で可決

宮若市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

これは、福島復興再生特別措置法の一部が改正されたことに伴い条例に引用されている規定の改正並びに、老朽化した市営住宅の用途廃止による管理戸数の変更を行うものです。

主な質疑として、「老朽化している住宅については、入居者が安全に安心して生活できることを一番に考えていただくよう、建替えも含めて整備を進めてもらいたい。」との意見に対し、「安全対策は重要であり、長寿命化計画で位置づけされた維持管理団地は、安全性の確保から年次的に計画して事業を行っている。」との回答がありました。

全員賛成で可決

平成27年11月11日から13日にかけて、産業建設委員会の視察を行いました。

本市の主要産業である農業と関連した施策は、重要な課題であり、本市で

も取り組んでいる施策で、農業を主要としている人口3万人規模の他の自治体に調査研究を行いました。

農作物被害として有害鳥獣対策について、岡山県美作市では、その被害の実態から対策としての捕獲方法等、又、加工し、販売を行っているので、捕獲・処理後から加工場に持ち込むまでのルールの徹底や地理的に近い関西圏や東京等、需要の多い地域を視野にいれて行っている販売方法等を視察しました。

農業者開拓として新規就農対策事業について、同県高梁市では、定住と一体に取り組まれた実態や行政と連携を持ちながら地域で一体となって情報発信を行い、地域ぐるみで新規就農者支援ながら離職者をださずに増やしていました。

又、飲食コーナーのある美作市、津山市、吉備中央町の道の駅、総社市の農産物直売所の視察も行っています。今回の視察は、今後の施策の充実に生かされるものと考えています。

議会運営委員会

委員長 中島 健三

委員会視察について

平成27年10月20日に、議会運営委員会の視察を行いました。

議会運営委員会は、行財政改革の推進、環境保護活動の一環として、議会でのペーパーレス化について、検討を行っていました。

今回の視察は、先進地である嘉麻市における議会のペーパーレス化について、調査研究を行いました。

嘉麻市は、ペーパーレス化の取組として、タブレットを活用し、本会議の議案をはじめとした審査資料を電子化し、タブレット端末のみで会議が行われていました。

議会運営委員会を開催し、ペーパーレス化に取組むこととし、全員協議会を開催し、議会運営委員会の方針を説明し、議会としてタブレット端末を導入し、ペーパーレス化に取組むこととしました。

市長報告

◆市長報告 1

(仮称) 私立宮若国際高等学校の開設に関する取組について

本年7月に開催しました市議会全員協議会において、INGアカデミー宮若国際高等学校設立開校準備室からの旧宮田西中学校施設と宮若市市民球場(本城)を利活用した「(仮称)私立宮若国際高等学校」の新設に係る申し出について報告しましたが、その後の経過は、準備室から7月31日に私立高等学校の設置認可権者である福岡県知事(私学振興局)へ設置認可申請が行われ、去る10月26日に開催されました第1回の福岡県私立学校審議会において、認可申請に関する一次審議が開始されたところです。

今後は、年内に申請者に対して高等学校開設計画や資金計画等が設置認可基準に適合するか等のヒアリングが行われ、来年1月には一次審議の答申がされますが、一次審議の結果、二次審

議移行支障なしとの答申がされれば、校舎建築着工可との決定がされることとなります。

校舎の建築及び市有財産の利活用は、申請者と締結しています「高等学校の設置に関する基本協定書」の協定項目に「福岡県私立学校審議会の一次審議で二次審議移行支障なし（校舎建築着工可）」との答申があり、かつ、宮若市議会の議決を経た後に有効とする。」との約定をしていますので、福岡県において、二次審議移行支障なしとの答申がされましたら、本件施設周辺の地域住民への説明会を開催するとともに、行政財産の用途廃止に向けた手続である関係条例の改廃について議会に提案し、その後、財産の処分や貸付等に係る関係議案を提案したいと考えています。

本市は、本高等学校の開設は市勢の振興に寄与するものとして、その開設を歓迎し、連携、支援の取組を進めたいと考えています。

◆市長報告 2

空家対策の取組について

空家対策は、本年5月26日の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の全面施行を受けて、現在、市内全域にわたる空家実態調査を実施し、空家の老朽度、危険度、周辺への影響度等各判定項目を設け、調査を行っており、現段階で、空家数としては470件程度が見込まれていますが、今後、内容の精査及び確認等を行いながら、現状における本市の空家についての詳細な把握を行い、データベースの整備を行っていくこととしています。

同法において、都道府県は、市町村に対して空家に関する措置についての情報の提供や技術的な助言等の援助を行うことが規定され、福岡県では、本年度、県、市町村及び関係団体が一体となって空家の適正管理等の対策を総合的に推進していくことを目的とした福岡県空家対策連絡協議会が設置され、その協議会において、空家等対策

計画や特定空家の判断基準及び措置に関する運用の手引き等を策定します。

本市は、県が策定する計画や運用の手引等の内容を基準として、空家等がもたらす問題が、防災、環境衛生、景観等の多岐に渡ることを踏まえて、平成28年度早期に空家等対策計画の策定に取り組みとともに、庁内連携体制の整備充実を図りたいと考えています。

◆市長報告 3

認定こども園整備に関する取組について

市立第2保育所とさくら幼稚園における今後の運営について検討し、その選択肢の一つとして民間活力の導入を含めた保育サービスの充実を想定しています。

その中で、現在造成中の光陵地区住宅団地に隣接する旧宮田光陵中学校グラウンドの一部に、幼保連携型認定こども園を新設することを一つの案とし、整備及び運営を行う事業者として希望する学校法人又は社会福祉法人を市のホームページにおいて2回公募し

てきました。

4月及び5月の公募の結果は、開設日を平成29年4月と設定していたことから、事業者からの問合せの段階で「準備期間が短すぎる」、「まずは施設を運営して保護者等の信頼関係を築きたい」という意見が寄せられ、最終的に応募された事業者はありませんでした。

そのため、準備期間や施設整備までの手順について、国の施設整備交付金申請等のスケジュールの精査を踏まえて、開設予定時期を平成31年4月へと見直しを行い、併せて、意見や要望等を聴取することを含めて、近日中に3回目の公募を行います。

希望事業者として応募があった場合、候補事業者の選定のため、(仮称)宮若市認定こども園整備・運営事業者選定審議委員会を設置し、具体的な内容について検討し、より良い子育て環境の充実を図っていきます。

◆市長報告 4

宮若市外二町じん芥処理施設組合における平成35年度以降の可燃ごみ処理について

大牟田リサイクル発電事業は、平成34年度で終了することから、平成35年度以降のごみ処理方針について、ごみ固形燃料化処理（RDF）の継続、ごみ処理の外部委託、ごみ処理施設の新設の3案について、じん芥処理施設組合で調査・検討を行ってまいりました。

その結果、既存のRDF処理施設の有効な活用及び長寿命化を図ることにより、構成市町の財政的負担の軽減を目指す取組が必要であるとの考えから、平成35年度以降のごみ処理方針について、既存のRDF施設による処理を出来る限り継続させることを優先し、受入先との協議を進めることと平行して、ごみ処理の外部委託、又はごみ処理施設の新設等を検討してまいります。

また、市民の方から要望の多かった処理施設へのごみの直接搬入は、構成市町へ事前に申し込まれた方による指定袋又は証紙の貼付けでの搬入を前提に、構成市町の準備が整い次第、試行的に毎月第2・第4土曜日に受入れを開始します。

龍徳区内への食鳥処理加工工場の建設の中止を求める請願書

賛成多数

請願の趣旨

現在、白百合団地隣接の龍徳区内に面積500坪の鶏トサツ食鳥処理加工工場が建設される予定であります。これらにつきましては、認可等をすでに会社側が取得し、粛々と進められていると聞き及んでおります。

しかしながら、この認可等に必要な地元同意については、その説明等が一部の者のみに行われ、結果的には全体的な説明が不十分なままに進められた経緯等があり、その後の説明会において、会社側としては、一部の同意者をもって地域すべての同意とした対応で説明会に臨んでいる現状であり、地域の様々な質疑に真摯な対応が全くなされていない現状です。

このような状況では、地域の理解が全く得られず、すでに龍徳区自治会、及び白百合地区自治会の7割の世帯が建設中止を求めています。

工場が建設された後には、大量の水使用による付近住宅の湯水の恐れや、衛生面の課題、更には、予定されている障害者を雇用する際の様々な課題等、解決すべき課題が山積しており、これら課題の解決なくしては、工場の建設については、到底地域全体の賛同を得ることは困難であると考えます。

以上のことから、龍徳区内への食鳥処理加工工場の建設については、地域住民の意向を十分に尊重していただき、建設中止について市議会からも求めていただきたくお願いするものであります、上記のとおり請願します。

請願者：龍徳区自治会長 松井 政信 / 白百合団地自治会長 高森 政一
紹介議員：中尾 ハギ子

龍徳区内への障害者就労継続支援 A 型工場建設の許認可取消しを求める意見書

賛成多数

現在、本市の龍徳区内に面積 500 坪の障害者就労継続支援 A 型工場である鶏トサツ食鳥処理加工工場が建設される予定であり、これについては、認可等をすでに会社側が取得し、粛々と進められている。

しかしながら、地元同意については、一部の者に対してのみ説明等が行われ、結果的には当該地域に説明が不十分なままに進められた経緯であり、その後の説明会においては、会社側としては、当該自治会の同意を得ず、隣接自治会の一部の同意をもって地域すべての同意とした対応で説明会に臨んでいる状況であり、地域住民の様々な質疑に真摯な対応が全くなされていない現状である。

工場が建設された後には、大量の使用水による付近住宅の濁水の恐れや、衛生面の課題、更には、予定されている障害者を雇用する際の様々な課題等、解決すべき課題が山積しており、これらの課題の解決をなくしては、工場の建設について到底地域全体の賛同を得ることは困難である。

このような状況下、すでに建設予定地に該当する自治会、及び隣接自治会世帯中 7 割が建設中止を求めており、その署名もあわせて請願が本市議会あてに提出されたところである。

この請願に基づき、慎重に審査を進めていく過程で、審査資料の中にあつた県に許認可を受けるために提出された書類や参考人（請願者 2 名）及び地域住民より聴取した内容等を十分に精査したところ、その提出書類等に記載誤りがあり、書類の不備が見受けられる。又、市が提出した意見書、第 3 項適切な事業運営に記載されている地元の同意を得ることに対しても、書類と事実が異なっていることが判明している。

そこで、記載部分の誤り等の訂正の必要性の有無について県所管課に見解を確認したところ、差替えの指導をするが、現地を確認しており、他の書類の一部であるので、書類の不備にならないとの回答である。

しかしながら、本市議会においては、当該自治会の同意が得られていない状況の中、このような書類での審査で許認可等がなされた状況は看過できないと判断し、当該自治会からの請願書を採択した。

以上のことから、国、県におかれては、今回の障害者就労継続支援 A 型工場の建設について、地元の同意書等は必要ないとのことであるが、7 割の世帯に建設反対がでている地域住民の意向を十分に尊重し、許認可等について再度書類の審査を行い、市民の住環境保護を最重要視し、施設建設申請の許認可の取消しをすべきと強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先：厚生労働大臣、厚生労働省九州厚生局長、福岡県知事

下水道事業について。



安永 友則

問 進捗状況と問題点について。

答 市長 旧宮田町は平成13年度に、旧若宮町は平成16年度に事業を開始しており、本市全体で、754haを整備する計画となっています。本年11月末現在の進捗状況は、整備済面積が139.2haで、整備率は18.46%であり、これまでに、龍徳、磯光、本城、鶴田、福丸、金丸地域の一部分を整備しています。事業の問題点は、整備済区域の下水道接続率が46.23%にとどまり、接続率の向上が、大きな課題となっているため、下水道接続による環境保全等の意義について、広報活動の充実を図るとも

に、今後の整備計画において公営住宅や住宅密集地を中心とした地域への整備を重点的にを行い、事業の効率化を図ります。

問 今後の計画及び事業費について。

答 市長 現在、整備中の地域に加え、太蔵、八幡台地域の一部においても下水道の整備を進めていく予定です。また今後の事業費は、国庫補助事業である社会資本整備総合交付金を活用しながら、年間で約4億円程度を本市の下水道建設事業費として見込んでいます。

問 じん芥処理施設について。

答 市長 平成35年以降の方針について、RDFの継続、外部委託、ごみ処理施設の新設の3案の中で、既存のRDF処理施設の継続との結論に至った経緯につ

て示されたい。

答 市長

既存のRDF処理施設の有効な活用及び長寿命化を図ることにより、構成市町の財政的負担の軽減を目指す取組が必要であると考え、平成35年度以降のごみ処理方針について、既存のRDF施設による処理をできる限り継続させることを優先し、受入先との協議を並行して進め、ごみ処理の外部委託、又はごみ処理施設の新設等を検討していきます。

問 ごみ処理の外部委託や処理施設の新設も検討するとはどのようなことか。

答 市長

他の施設へ処理委託を行う方法と、新たな処理施設の建設等により処理を行う方法を検討していきます。

後期基本計画の進捗状況について。



川口 誠

問 後期基本計画の中で、特に重大なプロジェクトを滞りなく進めていく上で行政側課題等はないか。

答 市長

第1次宮若市総合計画後期基本計画は、平成25年度から29年度までの5箇年を計画期間として、宮若市の将来像である「ひと・みどり・産業が輝く新たなふるさと」を実現していく上で、特に重点的に取り組むべき施策を重点プロジェクトと位置付け、推進しています。具体的には、定住促進、教育・福祉、地域活性化、協働のまちづくり、行財政改革の5つのプロジェクトを位

置付け、それぞれの重点施策として17の施策を掲げて、さらに現在、重要なプロジェクトとして新市建設計画に位置付けております中心拠点整備の検討を進めています。

問題となっています。また、一方で農業が再評価され、近年では認定農業者の後継者が就農し、専門の認定農業者となるケースも見受けられるようになりました。

これらの重点プロジェクトに掲げた重点施策等の進捗は、財政状況や社会の変化、多様化する市民ニーズなど様々な課題がありましたが、市民と企業、行政が一丸となって解決しながら、輝くふるさと宮若づくりに向けて、積極的に取組を推進しています。

就農支援について。

問 本市の就農支援の状況等について伺う。

答 市長

他の農村地域と同様に、本市も農家の高齢化に伴う農地の荒廃化、担い手の不足等が

本市の就農支援は、平成24年度より青年就農給付金給付事業に取り組み、昨年度までは2件の該当者がいましたが、本年度は1件となっています。併せて、地域農業のマスタープランである「人・農地プラン」を平成26年度末現在11地区で策定して、潜在的な就農希望者の把握に努めています。

今後も飯塚普及指導センター、地元農業委員、JA営農センター並びに、地域の認定農業者を含めた農業関係者と連携を図りながら、就農支援に努めたいと考えています。

ピロリ菌除菌に対する支援について。



中尾 ハギ子

問 子ども達に対しての検査体制はつくれないか。

答 市長

現在ピロリ菌は、胃炎や胃潰瘍だけでなく胃がんや様々な疾患に関係していることが明らかになっており、先進地では、中学生に対するピロリ菌対策事業を実施している自治体もあるようです。

しかしながら、国の胃がん検診のガイドラインによると、ピロリ菌検査に関しては、胃がんによる死亡率減少効果が不明であり、死亡率減少効果や検査による不利益等についての評価研究の必要性があるとされており、本

市の胃がん検診では、胃エックス線検査を実施しています。

子供たちに対する検診の実施は、成人に対する検診と合わせ、ピロリ抗体検査に対する国の動向等を引き続き注視していかねばならないと考えています。

問 ピロリ菌の検査は、尿検査で、3千円程度である。市の補助金により、自己負担なしでこの検査は受けられる体制は作れないか。

答 教育長

国の胃がん健診のガイドラインによると、ピロリ菌検査に関しては、胃がんによる死亡率減少効果が不明であり、死亡率減少効果や検査による不利益等について、評価研究の必要性があるとされています。この効果等が、

どういう動きをするかを注視していくことは大事なことだと考えています。

問 先進地は、国の動向を見ないで、独自で実施しているはずである。ピロリ菌除菌は胃がんに対して有効という話があるので、その部分は、国の結果を待たずに行うことはできないのか。

答 市長

21世紀は、予防医療の時代と言われ、予防することによって医療費の負担を少なくすると、効果もあります。国のほうが、これはピロリ菌を除去することによって、胃がんの発症率が、極端に低くなるという、そういう実証に基づいて厚労省がガイドラインを示せば、取組みたいと思っています。

鳥獣対策について。



染矢 正次

問 本市の過去5年の被害状況について。

答 市長

鳥獣被害の主な内容として、イノシシ、ニホンジカによるもので、被害作物は水稻を中心に果樹、野菜、花木と多岐にわたります。

その被害面積及び被害金額は、市の把握分として、平成22年度の被害が約8.4haで約970万円、平成23年度が約6.3haで約615万円、平成24年度が約6.0haで約404万円、平成25年度が約10.7haで約934万円、平成26年度が約9.4haで1,261万円の被害が確認されています。

問 今後の対策について。

答 市長

国において、全国的に鳥獣被害が深刻化する中、環境省と農林水産省が共同で、抜本的な鳥獣捕獲強化対策を取りまとめ、有害鳥獣の個体数を10年後の平成35年度までに半減させることが目標とされました。

そのことを背景に、鳥獣保護法が平成26年度に改正され、都道府県が事業主体となり、広域的な駆除を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業の創設」を始めとする諸施策が整備されています。

本市は、それらの動向を注視しながら、引き続きワイヤーメッシュ柵及び電気牧柵の設置等の農産物の保護を推進するとともに、宮若市猟友会等による

捕獲を強化していきたいと考えています。

問 市民より箱罾等の増設の要望があれば、箱罾を増設するのか。

答 農政課長

直轄で協議会をつくっています。協議会で、罾を一括購入し、毎年、数件ずつ、市に配分されていますが、対応できていない状況です。



設置された箱罾

廃校跡地施設対策について。



藤嶋 厚

問 旧南小学校の管理体制の窓口一本化について。

答 教育長

社会教育課が管理している部分もあります。基本的には学校教育課が総合的に管理を行っております。今後、学校教育課を窓口として、連絡調整を行いながら、支障のないように対応してまいります。

問 小学校の廃校は地域の集い、文化の後退につながるが、事後対策はどう検討しているのか。

答 教育長

新しい学校づくりの中では、地域の伝統的な行事や体験活動など、地域の皆さまとのふれあいを大切にしたいと考えています。

問 廃校後の施設、土地活用について、関係地域住民、団体の要望を聞いているのか。

答 教育長

宮若市学校等整備計画の中において、再編に伴う各小学校の跡地は、地域住民の意向を十分聞きながら協議・検討を重ねていき、全体的な視野と幅広い視点から、有効活用を図ります。

小学校統廃合による通学対策について。

問 通学対策について、どのような計画となっているのか。

答 教育長

通学対策は、スクールバスを運行する計画としております。宮若西中学校区再編準備委員会を設置し、その中で、スクールバスの運行経路や乗降場所の決定及び通学路の安全点検等を行います。

マイナンバー制度について。

問 カード普及状況の計画はどう予測されるのか。

答 市長

個人番号カードの普及率は、国が示す普及予測では、平成27年度末の発行想定枚数は全国民の約7・8%に当たる1千万枚となっております。これを基に算出した場合、今年度末における本市の発行想定枚数は、2,200枚程度となります。個人番号カードは、身分証明書として利用でき、今後は様々な行政サービスの提供が想定されており、利活用の普及が見込まれます。

この他「マダニ対策について」として「マダニ対策は、現在どのような対策がなされているのか」との質問がありました。

本市の更なる安全、安心の確保と利便の充実について伺う。



萩本 広房

問 常備消防（若宮出張所）の人員配置等課題について。

答 市長

直方・鞍手広域市町村圏事務組合において平成20年度に出張所の組織体制が見直され、平成21年度から隔年にて若宮出張所、小竹出張所そして鞍手出張所の順に2班16人体制の災害同時方式から2班10人体制の災害乗換方式に変更し、平成25年度までに移行が完了しております。

今後とも、現体制により消防本部一丸となつて対応し、市民の生命と財産を守る使命を全うしていきたいと考えています。

問 市内交通網整備について（将来像）。

答 市長

本市が行う交通網整備は、民間の路線バス事業者が廃止した市内路線の代替手段を確保することを基本としながら、市委託運行バスとして乗合バスや乗合タクシーを運行していきます。

一方で、市外との広域的な幹線を担う路線は、国、県の補助金を活用して、既存の民間バス事業者が運行し、市民で役割分担を行っている状況です。

今後もバス運行を継続していく必要があることから、平成26年度に宮若市地域公共交通検討会議を設置して、宮若市公共交通基本方針を確認し、本年度は基本計画の策定を進めています。

平成28年度には実施計画の策定を予定して、利便性の向上や利用状況に合わせた見直しを行い、地域の実情に応じたサービスや利用者の増加を目指した路線

運行を検討していきたいと考えています。

問 市政への市民からの意見集約の方法について。

答 市長

本市では、個別事業に関するアンケート調査や各種計画等策定に伴うパブリックコメントを実施し、広く市民の声を聴き取っています。

また、市民から意見や提案を募ることで市民の市政参画を推進する協働のまちづくりを進めるため、本庁や支所など市内11カ所の公共施設に「市民の提案箱」を設置するとともに、公式ホームページからも随時、意見等ももらえるよう「市民の提案箱ウェブ版」を開発しています。

より多くの市民が市政への関心を深め、参画されるよう、今後も広聴の充実に努めます。

過去の一般質問に対しての進捗について伺う。



弓削田 敬

問 排水ポンプ設置の請願はどうなったのか。

答 市長

排水ポンプ設置の請願は、磯光自治会、金丸・福丸自治会、鶴田自治会の4自治会から受け、国土交通省遠賀川河川事務所へ、意見書や要望書を提出しています。その結果、移動ポンプ車の早期配備や福丸地区の築堤工事を実施されていますが、排水ポンプ設置には一定の採択基準や、膨大な事業費がかかるため、遠賀川河川事務所と連携しながら、補助事業等について模索している状況です。

問 請願に関して地元で説明会等が必要ではないか。

答 土木建設課長

今の段階では、国土交通省遠賀川河川事務所と勉強会等を開いて検討をしていますが、地元説明は、計画を概ね策定した時に、報告したいと考えています。

問 一級を含む河川整備について伺う。

答 市長

遠賀川河川事務所と出水期前に、合同で河川巡視を行い、年次的に河道掘削や、護岸整備、福丸地区の築堤工事を実施されています。福岡県は、市町村連絡協議会で要望箇所について現地視察を行い、要望箇所の河道掘削や、脇田地区や福丸地区の河川堤防高不足箇所の整備を実施され、本市は、地元要望を基本に緊急性を考慮しながら、堆積した土砂撤去や護岸整備等を行っています。

問 その他一般質問について、その後を伺う。(防災に関わる部分)

答 市長

自主防災組織は、本年11月末現在、33の自治会で設立がされ、世帯比率で67.3%であり、防災訓練の実施状況は、本年度、防災訓練を6回、防災研修会を9回実施し、総参加人員は930名です。

防災行政無線の整備は、平成28年度より、防災センターの建設に併せ、整備を進めます。

問 防災訓練は非常に大切だが、今後、どのように考えているのか。

答 市長

災害に対する啓蒙・啓蒙が必要です。そのため、自主防災組織、行政職員が先頭に立ち、災害対応への取組みをいかなければいけないと考えています。

条例と規則について尋ねる。



茅野 勝

問 市として条例、規則をどう考えているのか。

答 市長

条例は、法令に違反しない限りにおいて、議会の議決を得て制定する規範であり、地方自治法第14条に規定されています。

地方公共団体は、地域における事務等に関して、法令において条例で定めることが明確にされている事項や義務を課し、又は権利を制限する場合は、条例の形式により制定します。規則は、地方自治法第15条に規定なされており、同じく法令に違反しない限りにおいて、地方公共団体の長はその権限に属する事務について規則を制定でき、条例と同様に法令において規則で定め

ること、又は長の専属的権限に属する事項は、規則の形式により定めます。

問 地域担当制、人事評価制度について。

答 両制度はどこまで進んでいるのか。

答 市長

職員地域担当制度は、若宮ブロック、笠松ブロックに導入しました。現在、中ブロックにおいて、事業実施に向けた事業計画の策定協議を進め、他のブロックも、自治会長会等を通じて、導入に努めています。

人事評価制度は、目標管理項目と行動評価項目の2項目について、全職員を対象に導入しています。研修会の実施によるスキル向上及び制度の定着を図りつつ、人事評価を実施しています。

問 地域担当制と自治会とまちづくりの関係

について。

答 市長

自治会は地域コミュニティの核として、まちづくりの基本目標である市民と協働でつくるまちを推進していく上で、大きな役割を担われています。

問 人事評価制度が導入されているのか。この制度が職員の昇任等にどのようにつながっているのか。

答 市長

職員の昇任等への活用は、現時点で、人事評価制度の活用できていませんが、改正地方公務員法が平成28年4月1日に施行され、昇任は、任命権者が、人事評価等その他の能力の実証に基づき、適正を有すると認められる者の中から行う旨の規定があることから、管理職の昇任の際に、この人事評価制度を活用することとし、段階的に拡充を図りたいと考えています。

職員の休職状況について問う。



谷口 重隆

問 先に私が一般質問してから、その後の状況を尋ねる。

答 市長

平成27年3月議会での質問では、精神疾患等による病気休暇を取得した職員数は、9名でしたが、本年12月1日時点での病気休暇取得者は3名となっており、うち2名の職員が休職中となっています。

問 西鞆の丘総合運動公園について。

問 利用状況及び利用に際して、近隣住民からの要望・苦情はどのようなものがあるか。また、それにどう対処されているのか尋ねる。

答 教育長

芝生フィールド、多目的広場を合わせて、平成25年度は174件で約3万4,000人、平成26年度は162件で約3万人の利用がありました。

近隣住民からの要望・苦情ですが、今年度開催されたサッカー大会において、会場内での実況アナウンスの音量が大き過ぎた事例があり、また、来場者の車両交通のマナーが十分でない団体も散見されています。

要望・苦情への対処ですが、利用団体へ公園施設利用時の遵守事項を記載したチラシを交付し、交通マナーや荒天時の利用中止を始め適正な利用について、周知徹底しています。

問 公共施設の在り方について問う。

問 今後、公共施設新設・増改築の計画があれば、漏らさず上げて頂く。また、これに対する費用(建設費・今後

の維持管理費)について試算額を尋ねる。

答 市長

現在の公共施設の新設の計画ですが、旧宮若警部交番跡地と市役所第3別館の敷地を活用した新庁舎と防災拠点施設の建設に向け、市議会において、特別委員会を設置され、現在検討を進めており、農業観光振興センターも、再検討を行っています。

公共施設の増改築ですが、現在のところ増改築を予定している公共施設はありません。中心拠点の建設事業費ですが、概算で新庁舎の整備事業費として約29億4千万円、防災拠点施設の整備事業費として約4億円を見込んでいます。

建設後の維持管理費は、現在積算できる段階ではありませんが、設計段階において、将来的な維持費の負担軽減が図られるよう取組みたいと考えています。

12月の本会議をネット配信(録画放送)しています。

宮若市ホームページ

<http://www.city.miyawaka.lg.jp/>

市議会

『議会中継』よりアクセスください

パソコン・スマートフォン・タブレットからいつでも、どこからでも視聴できます!

ながらスマホはやめましょう。



市議会を傍聴してみませんか。

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。 <http://kaigidb.city.miyawaka.lg.jp/dsweb.exe/>

次回の定例会は **3月1日(火)** 開会予定です。
皆さんの傍聴をお待ちしています。

本会議・各常任委員会等の日程につきましては、日程が決まり次第、宮若市のホームページ、宮若市役所本庁及び宮若総合支所に掲示します。

*小さなお子さんをお連れの方は議事堂への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。



健康講演会 宮若市制10周年記念

10th
ANNIVERSARY
MIYAWAKA
宮若市制施行10周年

去る平成27年11月21日に宮若市議会主催による初めての講演会となる健康講演会を開催しましたところ、多くの市民の皆さんに参加してもらい、大盛況のうちに終えることができました。当日は、医学博士である秋野公造先生に『胃がんは「ピロリ菌除菌」でなくせる。がんの早期発見および早期治療に資する検診体制の構築に向けて』と題して、難しい医学の話が大変分かりやすく、ユーモアも交えて講演いただきました。市民の皆さんの多数の参加、本当にありがとうございました。今後も議会として取組みを行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



平成27年度補正予算

一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ1億733万円を追加し、予算総額を175億2,294万円とするものです。

歳入の主なもの、市税や国庫補助金などです。歳出の主なものとしては、障害者総合支援費や荒廃森林再生事業委託料などです。

また、債務負担行為として、介護用品給付費やし尿処理施設薬品購入費など4項目が設定されています。

特別会計では、簡易水道事業特別会計補正予算で芳賀取水場保守点検業務委託費など5項目の債務負担行為が設定され、公共下水道事業特別会計補正予算で公共下水道事業2億9,403万円の繰越明許費が設定され、水道事業会計補正予算で水道検針業務委託費など3項目の債務負担行為が設定されています。

一般会計 全員賛成で可決
特別会計 全員賛成で可決

委員会視察の状況



議会運営委員会視察(嘉麻市)



教育民生委員会視察(北海道千歳市)



産業建設委員会視察(岡山県高梁市)



総務委員会視察(山口県周南市)

ちよつとひとこと

● 食鳥処理加工工場建設のファーストステップは市担当関係者が住民説明会を開催して、事業者側の説明があつてしかるべき。今回、このステップがなかつたことに憤りを感じる。

60代 男性

● 食鳥工場建設反対、市民のための議会になつてほしい。

70代以上 男性

● 請願に関して、どのような請願が出ているのか内容がわからない。内容、提案者、要旨などは読み上げるべきではないか。

70代以上 男性

アンケートへのご協力ありがとうございました。今後の議会運営の参考にさせていただきます。

編集後記

正月からあたたかい日々が続き、このまま春を迎えるのではないかと思つていましたが、この編集を行つている際に、やつと本格的な冬の厳しい寒さを感じるようになりました。

この議会だよりが市民の皆さんに届くころには、立春で、もうすぐ春です。又、十一日には、本市が合併して十年となり、季節の移りかわり、時の流れの速さに気づかされ、十年を振り返りました。

十年前と比べると、景気が回復してきたといわれますが、まだまだ、地方は厳しい状況にあります。厳しい冬が終わると春が来るように、本市にもいち早く春が訪れるようにまちづくりを進めていきたいと思っています。

安河 英幸

議会広報調査特別委員会

委員長 安河 英幸
副委員長 茅野 誠勝
委員 川口 喜久雄
委員 神谷 喜久雄
委員 萩本 広房
委員 染矢 正次
委員 吉崎 順一